

## 環境影響評価審査会 環境影響評価指針改正部会（第1回）会議録

- 1 日時：平成25年5月21日（火）10:00～12:00
- 2 場所：兵庫県民会館7F「亀の間」
- 3 議題：環境影響評価指針の改正について
- 4 出席委員：小谷委員（部会長）、西村委員、服部委員（会長）、山下委員（副会長）
- 5 兵庫県：環境管理局长、環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員2名  
自然環境課、水大気課、環境整備課
- 6 配付資料
  - 資料1 環境影響評価指針改正部会審議予定
  - 資料2 環境影響評価に関する条例の改正について
  - 資料3 改正条例における環境影響評価指針の位置づけ
  - 資料4 現行の環境影響評価指針
  - 資料5 現行の環境影響評価に関する条例施行規則
  - 資料6 環境影響評価指針の改正について参考資料1 兵庫県における環境影響評価制度のあり方について  
（平成25年1月環境影響評価審査会答申）  
参考資料2 環境影響評価法について  
参考資料3 改正された基本的事項  
参考資料4 改正された主務省令（産業廃棄物最終処分場）  
参考資料5 改正された主務省令（発電所）

### 7 議事概要

（事務局が資料1～6により環境影響評価指針の改正について説明）

（部会長）

先生方に議論していただき1月に答申した参考資料1、および現行の環境影響評価指針である資料4を見ながら、資料6に示された検討すべき項目について、順に議論していきたいと思っております。

まず、今回最も大きな検討項目は、配慮書の手続に関する内容をこの指針の中に加えるということです。そこで、最初に、この配慮書における方向性の基本的な考え方について、お気づきの点がありましたらご発言いただければと思います。すなわち、重大な環境影響について予測及び評価を実施し、その影響の回避・最小化を図るというものです。

（委員）

回避という言葉が難しいですね。

影響は、ボールが飛んでくる、避ける、回避ですよ。

でも飛んでくるんですよ。

解消とか、そういう言葉が使えるものなのかどうか。

( 部会長 )

そうですね。回避、最小化ではなく、無くしてしまう。回避、最小化の更に先は、解消ということになるのでしょうか。

( 委員 )

そうですね。

段階はあるでしょうけど、解消は回避とは違うし。

( 部会長 )

回避という表現についてご指摘をいただきました。

2番目の項目、調査等の対象とする範囲に移りたいと思います。調査等の範囲は、アセス対象事業の存在及び供用だけでなく、大規模な工事に伴うものについては当該工事を含むとしていますが、これはいかがでしょう。

これは当然だと思います。できたものだけではなく、つくるプロセスもきちんと配慮書においても考慮せよということで、これにはご異存はないのではないのでしょうか。

3番目、調査等の項目ですが、環境要素の項目は概要書手続のものと同じであるとする、事業による環境影響要因を勘案して重大な影響を受ける可能性のある環境要素を選定するとこととなりますが、重大であるかどうかを誰がどのようにして判断するのか。

( 委員 )

概要書手続のものと同じにする、というのはどういう趣旨で理解をしたらいいですか。指針の概要書のところに書いてあるものと一緒という意味でいいんですね。

( 事務局 )

概要書手続の中ではその環境影響要因の抽出ということで事業概要から環境要因をチョイスするという内容になってますので、これと同じ考え方でやるという意味です。

( 委員 )

そうなんですけど。

極めて形式的な話なんですけれども、現行指針を改正すると、配慮書手続の方が前に入っていないですか。

書き方としては工夫はするけど、とりあえず中身としては、こう書きたい、という、そういう趣旨で理解をしていいんですか。

( 委員 )

順番ですね。

( 部会長 )

そうすると、概要書と配慮書での大きな違いは、前者では重大な影響を受ける可能性のある環境要素のみを選定する、後者ではすべての環境要素を対象とするというのが、違いとして出てくるのですね。

( 事務局 )

そのように考えておりました、国の方の、参考資料の3の第1、基本的事項の1の一般的

事項の(5)その下から3行目のところですが、重大な環境影響を把握するうえでということで、配慮書については、すべての環境要素というよりは、その地域特性だったり事業特性に伴って、大きな影響を受ける要素のみを抽出するという形で配慮書手続を作成するというような形に考えております。

ですから県の方においても、すべての項目というよりは、事業だったり地域で大きなこの事業により大きな影響を受ける要素について、先ほど言いましたように、既存の資料で整理をして、資料がない場合は専門的な方とかですね、あと現地踏査等で情報を整理していくという考え方にしたいなと思っております。

(委員)

準備書と概要書というのはやり方もだいぶ違うのはわかるんですけども、この概要書と配慮書の考え方の違い、例えば方向性にしても調査等の対象とする範囲とか、調査等の項目で、概要書と配慮書がどう違ってくるのか、例えば一覧表にしたときに、それぞれ、準備書は違いますよね、内容が、調査にしたって現実にやるというふうに、文献に基づくというのは、概要書も既に文献に基づくということで、配慮書もほとんど変わらないわけですよ。配慮書が、決定的に違うとこってどこが違うのですか。

(部会長)

次の4番目の項目ですね。

(事務局)

今、部会長からいただきましたの複数案の設定というところが、本当のポイントかなと思っております。

ここでは、国ではまず原則として位置とか規模の複数案というのが原則になっておりますので、そういう意味では位置・規模で重大な影響の回避、先ほど言われたような回避だったりとか、最小化が図れるような案を複数出してくるというのが配慮書手続の大きなポイントかなと考えています。

(委員)

それは基本的な考えがそこじゃないですか。

複数案つくるとというのが基本的な考え方で、あと範囲とか項目については概要書からもってくるということになるのでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

修正を行います。

(委員)

もう1つは、時期的な話があるわけでしょう。

計画段階の早い段階でやることによって何をしようとしてるのかっていうを基本的な考え方に書かないと、だから、のような複数案の設定みたいな話が出てくるんだよ、っていう形にしないと。

この、基本的な考え方、これはこれで間違っていないですけど、これでは配慮書手続の独自の趣旨というか意義が見えないと思うんですけども。

(事務局)

はいありがとうございます。

確かに概要書との差というか、ここ、はっきりとしませんので、先ほどご指摘いただきましたご意見で修正したいと思います。

(部会長)

やはり、概要書との違いを、配慮書の基本的な考え方のところでしっかり書いておかないと、何回も同じことをやらなければならないように見える。

重大な影響項目、評価対象項目をピックアップするというのが一つの特徴ですし、先生方からご指摘いただいた複数案設定するというのも特徴です。

また先ほどお話があったように、実施の時期が構想の段階だからこそ、複数案評価できるというメリットもあります。基本的な考え方には、こうした概要書との違いが明確となるように、きちんと整理して記述していただくことが大事です。

(委員)

概要書と違ってくると、その調査範囲が違ってきますよね、複数案で見るから、そういうような複数案に基づいて調査範囲が決まってくる。

だから、たぶん、複数案みたいなのが先に来ないと後のところに続いてこないと思うんです。

(委員)

複数案の設定ということで、ゼロ・オプションが認められるわけですよ。

(事務局)

そのように考えてます。

(委員)

それは今までに考えられなかったもので、今までの概要書だったら、影響の有無で判断してたわけですね。そこにもものすごく大きな違いは感じますので。

やはり、それを一番始めに出す。

そこで私が気が付いたのが、その回避という言葉に「え？」と思ったんです。

ゼロ・オプションだったら、回避最小化はできますから。

(委員)

事業を行わない案というのはどういうことなんですか。

(事務局)

例えば、治水ダムの場合ですと、ダムを作らずに、堤防のかさ上げとか、遊水池を設けるとかです。

あと道路で、あるかどうかわかりませんが、既存の道路を拡幅するとか、というようなことで、バイパスというか、新しく道路つくらないってというようなこともゼロ・オプション

の内容になるかなと思います。

(委員)

それ複数案なんですか。

(事務局)

国が言っているゼロ・オプションではそういうのも、認めるみたいなことにはなっておりません。あと、廃棄物の最終処分場だと、いわゆる分別とか減量化をやって処分場をつくらないというようなこともあるかなと思います。

(委員)

そうになったら、事業の計画自体が潰れますよね。現実的であれば、ということであれば、ゼロ・オプションを出してくるのでしょうか。

(事務局)

それは地域の環境基本計画とか廃棄物処理計画とか上位の計画にゼロ・エミッションでやりましょうってということが位置付けてあれば、それに適合する形で最終処分場作らないという選択肢も出てくるかと思います。ゼロ・オプションとしては、そういう考え方としてはあるということです。

(委員)

ゼロ・オプションというのは、事業者にも、そういうことも含めて検討させるというニュアンスでしょう。事業者としては、ご指摘のように事業そのものをやる気を出してきている案だから、だから複数案の1つとして、事業を行わない案、それは1つは環境に対する影響度合いを見るということがあるでしょうし、もう一方では、事業を行わなくても対応できる取り組みの可能性を見るということがあると思うんですね。

ゼロ・オプションを含めることはできるということは、ゼロ・オプションも含めて、複数案というものを、事業者にもきちんと検討させるという、そういう趣旨ではないかと思うんですけどね。

事業者にとってはゼロ・オプションというのはあんまりやりたくないんじゃないかと思うのですが。

(事務局)

ここは、複数案を設定する際にですね、その複数案の1つとして、現実的なものであればゼロ・オプションも入れてもいいよっていうぐらいでということでしょうか。

(委員)

それでいいと思うんですけどね。ただ場合によっては、ゼロ・オプションも含めて、検討させるみたいなことが、行政サイドとしては必要ではないのか。

(委員)

ということは先生、2本立てとはしないで、という意味ですか。

2本立てという形ではなくて、その1本の追加的に？

(委員)

複数案の1つという形かな。

(委員)

そうですね。

(委員)

必ずではなく、ゼロ・オプションの設定が現実的であれば、ということではないですか。だからその意味でこの、設定が現実的であれば、と言う表現があるんだろうと思って見ました。

無理矢理ゼロ・オプションも考えろといわれても、事業者も大変でしょうから。

(部会長)

含めることができるというのが、微妙な表現です。

(事務局)

ゼロ・オプションの話は初めて聞いたとき、懐疑的というか、そもそも、複数案以上で検討しなさいという規定をした場合に、複数案を設定できなくて、1案とゼロオプションというのは「できる」という表現に値するが、1または2以上にした途端に、(ゼロ・オプションを)「できる」という表現が馴染まなくなっている。

ゼロ・オプションを含めることを、できるというか、要請していく、ということになるのでしょうか。

ゼロ・オプションを何でもかんでも入れると大変で、例えば、ゴミを出さないようにする、というのは、常に可能かという、難しい。

(部会長)

ゼロ・オプションの方が環境的に不利になる場合というのはあまりないように思います。

(事務局)

そうですね。

(部会長)

だからやむを得ず作らざるを得ない場合も多いだろうし、難しい。

(委員)

環境に与える影響ですとか、何もやらない案に勝つものはないですね。

だから人の命だとか何とかってものを持ってくるから、事業やるということで、環境影響評価制度自体はそういう事業をやるっていう方向で動いてるわけですね。それに対して、こういうのを持ってくるというのは、すごく画期的だと思うけど。制度自体がそれこそ崩壊しそうな感じがします。

(事務局)

まったく何もしないことに比べれば、事業をやれば、インパクトは、影響はあるのですが、同じ目的を達成するために別の方法を選択すると、ダムをつくる代わりに堤防を高くするとか遊水池をつくるとか、その場合の環境影響と比較する、という考え方はどうでしょうか。ダムという事業はしないけどその代わりに色んなことをやることによる環境への

インパクトが、ダムをつくるよりむしろ大きいです、ということはありませんか。

( 部会長 )

結局、それはダムの代わりに違う事業をやるということですね。

( 事務局 )

どこかで違う事業はやるんだけど、それはアセスの対象にはならない、ということも多い。

( 部会長 )

それはあると思いますね。

( 委員 )

ただ、アセスの制度目的として、ゼロ・オプションを入れることで、逆に、この配慮書  
手続を行う段階だったら、「なら、やめる」というのも。

( 委員 )

そんな風にとれますよね。

( 委員 )

あり得るということでしょう。

だから、それは、極端な言い方をすれば、環境に及ぼす影響等、事業の公共性というの  
を比較すると、わざわざやらなきゃいけないのかという判断はあり得るでしょう。

そういうこともひっくるめて、現実的に、あり得る、想定し得る、検討の1つとして、  
入れておく必要があるという場合にはそういうこともやっておいたらどうでしょうという  
ことだと思います。

( 事務局 )

事業アセスではなくて、だんだん拡大して行って、計画アセスみたいになって、その目  
的を達成するために、ダムをつくるか堤防をつくるか、という判断になってくると、それ  
をこの条例アセスの中で、あるいは審査会の中で、先ほどおっしゃられたように本来の目  
的が必要なものか、というのも含めてですね、審査できるかというのがあるんですね。

( 委員 )

河川の流域委員会なんかでダムを造るべきか堤防をかさ上げするかというのですごく揉  
めたんですけどね。それをアセスの段階でやるのか。計画というよりも、構想段階の話で  
すよね。

( 委員 )

ご指摘のように、まさにあれは河川整備計画というレベルで、いわば治水手法を検討す  
るという、中での議論だから出来るわけで。それをアセスのところに持ってこられても、  
それこそ、審議できるか、という話が1つですよ。

特にアセスの手続ってというのは、審査会もそうですけれども、環境に対する影響につい  
ての専門的な検討はできるんだけど、それ以外の観点についての専門性を備えていな  
いですから、その意味では環境から見て、ゼロ・オプション、行わないことが他の案、も

並べて考えてみると、環境から見るといいかもしれないなんていうふうなことしか言えないんでしょうし、それでいいんじゃないかと思うんですけど。

事業を行わないゼロ・オプションについて検討はしてください。しかし、それはあくまでも、その複数案について評価っていうのは、環境への影響の観点からしかできない。

それ以外は、流域委員会みたいな構成ならともかく、審査会としてはもう審査できない。アセスの趣旨からも外れると思うし。

だからといって、指針の中でゼロ・オプションを検討しなくていい、ということでもない。ゼロ・オプションについて、現実的にというのがどこまでか、どういうニュアンスかにもよるんですけど、そういうこともあり得るよね、っていうレベルを盛り込むのか。その判断は、あくまでも、環境の観点からの話にしないと。環境から見ると複数案のうちこれがベストなんだけど、しかし、事業者としては、それだけではないということになる。

そして、環境以外の総合的な評価したら別の答えも出てくるということは押さえておかないといけない。

(部会長)

これを、評価指針として文章で表現するのは難しいですね。

(委員)

だから、ゼロ・オプションをかける場合は、何もしないよりは、こういう事業をやった方が自然は非常に回復するとかというような場合でしょうね。例えば里山管理みたいところで、事業をやることによって里山が全面的に改善されるとかというような場合はこれ、放っておくよりもマシだ、ということになるんだけど。

(事務局)

そういうケースに限定すれば、例えば、埋立をするんだけど、潮流を促すような形になりますよ、とか。何もしないよりも、状況が改善されますよ、とか。

(委員)

そういう場合にしか書けないですよ。

何にもしない方がずっといい、とか事業者が書けるわけがない。

(部会長)

道路の場合でも、環境に影響の少ないところに道路をつくることによって、既成市街地の騒音が減ることも考えられる。

そういう、なかった時よりもあった方がいい場合も起こり得る可能性はあります。何かかするのだから、トータルでは何等かの環境への影響はあるのでは。

(事務局)

それはしかし、ある案に対する環境影響評価の項目について言えばいいので、わざわざゼロ・オプションと銘打たなくても、これをやることによってマイナスはこれです。というのは、環境影響評価をしていくわけですね。するとわざわざ、ゼロ・オプションと銘打つ必要があるのでしょうか。



(委員)

ちょっと整理をした方がいいですね。

前提としてまず、複数案の設定をやってくださいというのは、いくつかの可能性で環境に及ぼす影響というのがどうなるかというのを比較対象できるようにしてくださいっていうことでしょうね。

道路であれば、ルート、それから構造等で、複数案というのはできますね。

ルートを変えるとか、あるいはトンネルにするとか、地下にするのか云々といった構造とかといったものが、でも道路の場合、つくる、つくらない、というのは難しいですね。そりゃ、作らないというのが環境にとってはベストに違いない。

ただ、そういう場合に、作りません、っていう案も選択肢に入れてくださいっていうのが現実的かってことになるんでしょうね。

(事務局)

それを作ってもらっても、どのように評価をするのかということが課題となる。

(委員)

ですから、その時に、道路をつくる必要性とか公共性公益性と環境に対する影響のバランスというのは審査会というか、環境サイドとしてはものすごく難しい判断になりますから、難しいというか、できないというふうに割り切った方がいいと思うんですが。

とすると、ゼロオプションというのが出てくるのは道路みたいな話ではなくて、道路とかでも、交通量を減らすとか、交通量をコントロールして、とかいうのはあり得るかも知れないけど、あまり現実的ではないでしょうね。

ただ、例えば、廃棄物処理場、焼却施設作りますみたいな話のときに、さっきお話しに出たように、既存の焼却施設の拡充とか延命化をするとかいう話が選択肢として一方であり得るかも知れない。

同時にごみ減らします、という施策で、施設をつくらない、というのはあり得るかも知れない。

事業を行わない案について、設定が現実的であれば、というのは具体的にどういうシチュエーションをイメージされるかな、ということ、考えてみていただけますか。

(部会長)

事業を行わない案に、みんなで分別してゴミ減らしましょう、というのは案になり得るのか。

事業を行わない案というのは、現状の環境レベルのような気がします。

(事務局)

廃棄物焼却場が3つあって、広域処理で1つにする場合、広域処理もやります、効率も良くなります、発電もやります、これ、3つ動かしている状態より全体としては良くなると思うんですけど、それはゼロ・オプションを掲げなくても、そうすることによって、プラスマイナスどうですか、というのは1の案に対して出てくるんですね。

今よりもこうなりますというのは、見えてくるので、ゼロ・オプションって、わざわざこのような場合も要るのかな、と思っています。

(部会長)

だから、事業を実施した場合は回避、最小化となるのですね。実施しない場合と比較するのは、実施した方が良くなる時のようにも感じますが、そういう場合は非常に限られている。

国の法律の方では、どのように表現しているのですか。

このゼロ・オプションを、複数案に含めることができる、このような文言なのですか。

(事務局)

確認します。今の議論を踏まえて、ゼロ・オプションができる方向で一度文章つくって、どのようなものが考えられるか、どういう問題があるかということで、具体的な方策とか。

(委員)

もう1つは、ゼロ・オプションを含めるといい、みたいな、例えばこういう場合みたいなのをちょっと。

(事務局)

こういう場合が考えられて、どんなメリット・デメリットがあって、国はどう言っているかというのは、資料として整理したうえで、次具体的に案を出します。

課題的なご意見を伺えたかなと思います。

(事務局)

先ほど部会長からご指摘がありました件、参考資料3の、3頁「三 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に当たっての一般的留意事項」の(3)「位置等に関する複数案には現実的である限り、当該事業を実施しない案を含める」よう努めるべき旨を指針に定めるということで、実際には指針の方に、そういうものを書いているということです。

(部会長)

一般論としてはわかるのだが。

(事務局)

主務省令の方で、設定するような感じですね。時間いただいて、整理をします。

(部会長)

これについては、基本的な指針ですので、そんなに詳しく表現しなくてもよいと思いますが、しかしこの指針が実際に運用される場合を想定しておかないと、後で困ることにもなりかねない。

さて、残る5番目から、6番目、7番目の項目について、何かありますか。

(事務局)

環境要素は現行の指針の中で環境影響要因から決めて、概要書のときにでも文献調査をやっているんですけど、それと配慮書手続のときの、要因の選択の違いはあるもの

かどうか。

概要書でやるぐらいの項目は同じような考え方で（配慮書でも）選ぶのか、配慮書では重要な項目のみ選ぶのか。

それから、文献の選び方も同じなのか、また経路が変われば広がるので、エリアは概要書よりも（配慮書の方が）広がってる。

そのへんの違いも整理する必要があると考えています。

（委員）

それはやっぱり一覧表にして、概要書の調査範囲はこうで、調査項目はこうだと、配慮書はどうだと比較しないとわからないですね、概要書にあるやつがそのまま配慮書に行くんだったら、概要書段階のやつがそのまま配慮書に行ってしまうわけですよ。

（事務局）

概要書段階の文献は、配慮書時点での不足分や時点修正分を付け加えるだけになる。

（委員）

配慮書における特色というのは、できるだけ複数案で、比較対照できる事だろうと思うんですけどね、重要な項目について。

重要という限定がつくのは、やはり概要書よりもう1つ手前のまだ不確定な段階に一段階早い段階で実施するからだろう、そういう段階で重要と思われるような環境影響について事業の複数の可能性を比較して、できるだけベストを追求していきましょう。

それをやったうえで概要書手続に続く、ということだから。

（事務局）

整理をさせて頂きたいのだが、書き方として、概要書でいま挙げられている環境要素のどれを選ぶかというのと、重大な、というのがありますが、配慮書の段階でどの項目を選ぶのかというのが一緒なのかどうなのかというのが迷うところです。

それは、配慮書の段階ではむしろ複数案を考えるので、エリアも広がる中で、どこまで考慮する必要があるのか。

文献調査を集める深さはどうなのか、項目・種類はどうなのか、今概要書で挙げているような項目について全部複数案をするのか、ということなんですけど。

（委員）

概要書が要らなくなるかも知れませんね。

（部会長）

概要書は、別表の表1、表2を参照して作ることになっている。表1、表2に掲げられた項目について、くまなくやっているわけです。

従って、たぶん配慮書の場合には、表1、表2から重要な要素をピックアップして、という記述になると思います。

それぞれの事業によって、表1、表2のいずれの環境要素が重要となるかはかわからない。だから配慮書のために新たに表を作ることはできないですね。

(委員)

配慮書段階だと、調査対象を広くする、というのはどこの場所を選ぶか、でその場所って自然環境ですよ、だからもう配慮書段階では自然環境にする、というようなやり方もある。

(部会長)

項目をくくることによって集約する。

(委員)

そうでなかったら、概要書と同じようなことをものすごい場所に渡ってやらなきゃいけない。調査範囲自体はものすごく広がると思うので。

(事務局)

複数案にすることによって違いが生じる項目のみ、自然環境とか、騒音とかそういう部分のみに限る。

(委員)

事業によって違ってくるんだけど重大な影響を及ぼすであろうという項目を、概要書段階よりも絞ることがむしろ可能なんじゃないかと思うんだけど。

(委員)

順番から言えば配慮書、概要書でしょ。

そうすると事業者側も、問題点、重大な影響を及ぼす点というのが全部わかったうえで配慮書を作成することになるわけでしょ。順番から言うと。

(委員)

概要書手続がこの後にあるんだから、配慮書段階では全部はやらなくてもいいのでは。

重大なもの、比較上意味があるものということになってくるんじゃないかと。そうしないと二度手間というか二重の手続になってしまいますから。

(部会長)

ピックアップするという行為を、重大なものを選びなさいという説明だけで相手に伝わるかどうか。

(事務局)

それしか書いてない。いわゆる環境要素を選定するって書いてるんですけど。

(事務局)

ここを、重大な環境影響というのは何をどういう観点からか、そういうものをちょっと、次回整理をしたいと思います。

それで先ほどちょっとご指摘いただきました主務省令でどう書いてあるかといいますと、例えば、参考資料の4の最終処分場の方ですと、7ページの第三条の第3項、非常に抽象的な言い方なんですけど、「第1種最終処分事業に代わる事業の実施により廃棄物の適正な処理が確保されるような場合その他、事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認める場合については、」ということで、当該案を含めるよう努め

るものとし、ということです。

それと非常に抽象的な言い方になってます、それと、参考資料 5 の方は発電所の方ですけど、それも 5 ページ第三条第 2 項ですね。

「前項の規定による構造等に関する複数案の設定に当たっては、どのようなことですが、事業を実施しない案を含めた検討が現実であると認める場合には当該案を含めるよう努めるものとする。」と、こういうことになっております。

( 部会長 )

具体的な施設毎にこういった記述があって、それらを束ねるような文言を作っておくということですね。

だから施設ごとにブレイクダウンしたときには、ゼロ・オプションのイメージは施設によって変わってきますね。

ただ指針のところでは、すべての施設を包括するような、何かうまい表現を考えていただきたい。

今までの議論が一番大事なところだと思います。配慮書手続における複数案の設定と重大な環境影響の選定という、このあたりの考え方を整理していただくようにお願いします。

( 事務局 )

重大な項目なんですけど、県の審査は 30 日しかないんです。非常に短縮してやっていますので、やりとりしながら項目を選ぶというのはなかなかないので、しかもあとに概要書とか全部ついてくるうえの配慮書なので、例えば、3 つか 5 つくらいに項目を業種毎か何かで指定して、その他必要な項目と整理することではどうでしょうか。

かなり決め打ちしないと、スピード感もなかなか難しいかな、と考えています。

( 部会長 )

全事業に共通な、重大な環境要素というのは規定できますか。

( 事務局 )

事業毎に分けて作ってみたいと思います。

( 部会長 )

それは大変だな。たとえば、海岸の近くの話なのに、山のことが書いてあるといったことはあり得ない。

客観的に見て、重大な、というのは何となくわかるような気がします、どうでしょうか。

( 委員 )

むしろ絞れるものなら絞って、というのがあると思うんですけど。

事業その他とか立地場所とかで必ずしも言えるかどうか。

むしろ、最大概要書で想定してるような調査項目になるんだろうけど、そこから重大なものが想定されるようなところをピックアップして、というのが現実的でしょう。

むしろ事業者の方に委ねてはどうかという気がするんですけど。

( 部会長 )

的外れな評価していれば絶対批判されますから。ある意味で。

(委員)

そこでチャレンジするよりはむしろ、事業者の良識を信頼するか、或いは出てきてからは30日しかないけどそれ以前のところで協議等で意思疎通を図るとか、で、そうやって県あるいは国の方も、事例が蓄積されていったらある程度見えてくるようになるから、今の段階ではあんまり書かなくてもいいかなという気がします。

(部会長)

では、残りの、3、4、5の各項目については如何でしょうか。法対象事業への事後監視調査の義務づけについては、これは現行の評価指針の方にも書いてありますが、期間は3年間ということになっている。また調査は、毎年やることが決まっています。

法対象の大きな事業と、条例の比較的小さい事業とで、義務づける調査内容を差別化するといったことも考えられます。同じルールでやってもいいかどうかということですが、いかがでしょうか。

基本的な事後監視の義務づけの方針については、積極的に何か変える必要性というのはありませんでしょうか。

(事務局)

私どもとしては、必要ないと思っております。基本的に法律の方は、工事終了後に1回やればよいというような趣旨ですので、今の条例対象規模よりも事業規模が大きいからといってそれより厳しくするととなかなか難しいかなと、考えております。このように問題提起はさせていただいておりますけど、基本的には条例対象事業と同じ同等の取り扱いでいいと考えております。

(委員)

むしろ、条例対象事業と法対象事業で違いがあるほうがいいのか、違いがないほうがいいのか運用はしやすいのか。敢えて、法対象事業で規模が大きいから、事後監視調査に関して条例対象事業とはちょっとここが違うんだよというような取扱をするまでの必要があるか、というのが気になる。だから違うということでもないような気がする。

(部会長)

法対象の事業というのは、条例で言っている義務づけを受けるわけですね。

(事務局)

今回、法律の方も条例よりは頻度は落ちてますけど事後監視調査をしなさいということが改正法で位置付けられたということで、改正前は、法対象事業は、全然、条例の手続というは対象外になってますんで、今回は条例に基づく事後調査を義務づけると。

(部会長)

今、委員からご指摘いただいたのは、1本でちゃんと義務づけるのだからその方がいいのではないかということです。

(委員)

取えて今回事後監視に関しては法対象事業についても、法律よりも上乘せを条例でしたわけですね。

ですから、そういう意味では、法対象事業も条例対象事業も条例上の手続を処理すると。そのうえで、資料6だと取えて、条例対象事業と法対象事業の場合を指針で調査の内容その他について違いをつけるかと書いてあるけれどもそこまで要りますか。要らないのではないかと、というのが私の素朴な印象なんです。

(部会長)

法対象は条例よりも事業規模が大きいから、条例の内容より更に厳しくせよという考え方がありますが、現行の条例でも法対象よりも充分厳しいのだから、まずは条例できちんと全ての事業に対して統一的に義務づけをするということによりという、ご意見かと思えます。この項目3については、その方向でお願いします。

次に、項目4のアセス図書の要約書についてです。

要約書を作ってもらおうことになるのですが、本編の図書に対して要約書4編、これがかなり大変な作業ではないかということです。それから、前回の答申では、内容をわかりやすくするように配慮せよということ、答申していただいています。

私は、要約書はこんなパンフレット程度のわかりやすいものでいいように思いますが、「図書」という名前が付くと、そういうわけにもいかないのかなとも感じています。

この辺のことについて皆さんのご意見をいただきたい。

(事務局)

先ほどご説明しました、要約書の例ですが、これは法律の改正前に任意で事業者が作った要約書という形ですので、法律上に基づいて作ったものではないということになります。

(委員)

今の例では何頁あるのか。

(事務局)

概ね50～100頁のものが多い。本編の方は数百頁。

(委員)

この要約書というのは、どのように配布されているのか。

どういうところに配られているのか。

(事務局)

現在は本編と同様に、閲覧場所に置いたりとか、要は、今の位置付けというのは、本編の分量が多いので、要約書はエッセンスのみ書いているということになる。

(委員)

現在は、50頁～100頁の要約書を作って、それを地元説明会で使うとか関係者に配るとか、色んなところで配る、というようなことは必ずしもしてないわけですね。

(事務局)

地元説明会では、現在の要約書ではなくパンフレットの方を地元説明会等では配布して

いる。

ですから、要約書を誰にどういう目的を持って示すというか、作成するかっていうところがポイントになってくるかと思います。改正条例ですと、例えば資料の2改正条例4ページ、第9条の2第4項、「天災地変その他やむを得ない理由で説明会を開催しない場合、説明会を開催する必要はない、この場合において事業者は概要書の内容について要約書の提供その他の方法により、ということで、住民に周知するよう努めなければならない」という規定を置いております。

そういうことであれば、その要約書を見ればその事業がどういうところでどういう規模でやられるか、どういう環境影響があるかがわかるようなものということで、抜粋版というよりはもっと再構成をしたようなものになるのかな、文章だけではなくて、図表等を活用して、わかりやすいものということになる、そんなイメージを持っているんですが。

(委員)

いくつか気になることがある。

1つは要約書の作成については、これは、法律の改正も、踏まえてのものですから、国の法アセスの方でも、要約書つくりますよね。それと条例の要約書が全然違うものになるというのは、好ましいことではないですよ。

2つ目は、住民にわかりやすいのは大事なことだけど、わかりやすいという事で、イラストとか説明をわかりやすく書くとか、云々をしてしまうと、逆にアセスの重要なところである、科学的・客観的な調査予測評価の事項というのが事業者が意図してということではなくても、正しく伝わるかどうか。

これなんかは、そのあたりは押さえてあるんだろうと思いながら見ていたが、あまりわかりやすさを強調してしまうと、マイナス面も出てくる。

(部会長)

単なるPR紙になってしまう。きちんとしたアセスの結果の伝達ではなく、悪くいえば、事業者の都合の良いところだけPRすることになる。見た目によって、受ける印象は大分違います。難しいところですね。

(委員)

もう1つ。

50ページぐらいのものを作って、プラス、こういうパンフレットを作るのは、事業者にとってそんなに負担にはならないのでは。

そういう意味では、本当のエッセンスだけの味も素っ気もないけど50頁くらいで、これなら住民がちょっと読んでみようかなと思える程度のものを想定し、その上で、写真とかイラストとか入れたパンフレットは別途考える、くらいでいいのでは。

要約書作成の趣旨は、ご指摘があったように、こんな分厚いもの(=本編)を手に入れるだけでも大変だし、これを読むのも大変だし、むしろこういう分厚いものを「どうぞ」ということによって、住民に必要な情報を埋没させてわからなくしている虞もある。



だから、要約書を作って、住民にエッセンスの情報を提供しようという趣旨だと思う。

( 部会長 )

要約書は、今後はホームページでも公開されますので。

( 委員 )

そういう意味では、変に加工したわかりやすさを作るというよりは、エッセンスでいいのかな、と。

そのうえで、味も素っ気もないということに違いがなければ、パンフレットの的なものを考えるということではないかと思う。

( 事務局 )

ちなみに答申で書いていただいたのは、概要書等は一般的に分量が多く、内容も専門的である、だから住民が理解しやすい情報提供制度が必要である。

概要書等の要約書を作成するというに書いていただいているということで、そういう意味では、分厚いもののエッセンスだけ、というのは…。

( 委員 )

本当の言葉の意味で要約、でいいと思うんです。

ただし、要約書を作ったからこれで必要十分というふうには思わないでくださいね、ということではないんでしょうか。

( 部会長 )

従来の要約書を飛ばして、いきなりこのパンフレットでは、やはり問題があるかもしれません。

( 事務局 )

これはあくまで説明会用の資料であって、これをイメージというのはちょっと…。

( 部会長 )

やっぱり、あらまし、と書いてるから。

( 委員 )

結局説明会はこのレベルなんですか。

( 事務局 )

そうですね。

当然図書は置いていると思うのですが、一般の方には見ている時間はないと思います。

このパンフレットでも 20 ページはありますからね。

( 部会長 )

ここまでモディファイされると、元の図書で評価されたことと違う書かれ方をする可能性は十分あります。

今の段階の要約書であれば、一応項目を押さえてあるので、そういった意味ではこの種のパンフレットとは違う。

従来の要約書のままでわかりやすく説明ができているかということそうではないのですが、

一番手頃に入手できる確実な図書としては、要約書の意味はありますね。

(事務局)

単なる説明資料的なものでは少なくともないという理解でよろしいでしょうか。

(部会長)

それだけ重いものであると。

(事務局)

法が施行されて、その案件があるかどうかわかりませんが、国の方も、法律案件については、法の施行、両要約書の作成という法の施行を見据えて、要約書の作成を指示してるところがあるようですので、次回までに、どういう案件でどのようなものが作られているか、情報収集させていただきたいと思います。

(部会長)

現行の要約書は、あまりにも機械的な作り方なのでもう少し読みやすくないか、というところがありますね。

切り貼りしたもの、という感じはしますね。

これから経験を積み重ねる中で雛形を作ってもらって、読み手が読みやすくなるような工夫は必要だと思います。

(事務局)

このご指摘いただいた点、次回までに整理し、第2回部会に示させていただきたいと思います。

(部会長)

大変重要なお指摘をいただき、ありがとうございます。

最後の項目、調査予測の項目について、低周波音、風車の陰等の項目についてお尋ねします。特に、こういった2項目は、今、一番ホットな項目ですが、指針の環境要素に追加するかどうか、ご意見をいただきたい。

(委員)

今、国はないんですよね。

(事務局)

国は、基本方針の中で、騒音のところ、低周波音ということで追記しております。

(委員)

項目も？

(事務局)

はい、そのような表を作るようにということで。

(委員)

5の項目について、国の基本的事項や主務省令において追加されたのを受けて条例でどうするか、ということですね。

(事務局)

そうですね。

国の方で、低周波音、それと風車が法律対象事業になったということもあって、シャドーフリッカーというところも、健康影響みたいなものが懸念されておりますんで、それを踏まえて、条例ではどうしていくべきか、ということで。

(委員)

既に雛形はあるわけですね。入れたらいいんじゃないですか。

(部会長)

確かに風車だけでなく、低周波音といえば、道路についても考えることになるのですね。

(事務局)

はい、事務局から説明したとおり、必ずしも評価基準は評価の値というものがなくても、測定法がある以上ですね...

(委員)

風車だけじゃなくて道路についても対象になっているのか。

(事務局)

はい。そのようになっております。

(事務局)

環境要素に入れた場合に、その中でどれを予測評価するかということになる。

今の県の指針では、環境要素は、(19)で(1)～(18)に掲げるもののほか、対象事業等ごとに特に知事が定めるもの、としているが、ここに追加する方法もある。

追加したうえで、道路のときに、環境影響要因として考えるか検討する方法もある。

また、事前の配慮書手続のときに重大要素として考えるか否か、という課題も出てくる。

(部会長)

項目として入れるときには、風車だけに限定して低周波音について定めるということはあり得るのですか。

(事務局)

それは可能です。(19)で、対象事業等ごとに特に知事が必要と認めるもの、とあるので、この指針に基づいて必要と認めればできる。

(事務局)

一般的には、現在の指針は、項目は共通ということで各事業種毎に選択してくるというような形です。

(委員)

入れるということで良いと思うが、入れ方の問題か。

(事務局)

事務局としては入れていく方向では考えております。

あと、どういう保全目標というかそういうものをどう設定するか、いうところにかかってくるかなと思うんですが。

(事務局)

項目に入れたらそれに調査方法もかかってくるが、目標は、先ほどの説明にあったように、それは別途考えないといけない。

必要のない目標も当然あると思うが、それはそれで、事業毎にまさしくアセスメントするということで。

入れるときに、風車を考慮すれば入れればいいけど、他は大丈夫か、というのも…。

(部会長)

そうですね、そのところが重要です。

(事務局)

そしたら、はい。

(部会長)

道路にも入っているのですか。

(事務局)

必ず入ってるわけではないですけど入れているものも多くなっている。

(部会長)

風車の影は、景観でもないし、何になるのかな。日照でもない。

項目として難しいですね。

(事務局)

他のところで条例等でやってるところでは日照のところに入れてる事例もありましたし、別にシャドーフリッカーの項目を立ててやってるところもございます。

(事務局)

県の指針の環境要素に「日照」がありませんので、その辺も考えさせていただきます。

(部会長)

全体を通じて先生方で、注意すべき点ございましたらご意見賜りたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

配慮書について書くときに、項目ですね、今の環境影響評価の概要書の中身を見ると、だいぶ書き直さないと、配慮書を書くときに、例えば事前調査実施なんて書いてあるが、事前調査という言葉自体がなくなる。

配慮書と同時に概要書の中身を書き直さないとまずい。

おそらく、配慮書のところに、概要書のところに書かれているような内容が入って、配慮書の中では重要な項目だけやるということになるのかと思う。

(事務局)

ありがとうございます。

単に追加というだけじゃなくて、全体を見直させていただきたいと思います。

(委員)

配慮書はもちろんなんですけれども、地元説明会の住民に何が問題になるのかというあたりは、まさに事業者の出してきた内容というのは、現状がこうでこれで軽微な、或いは問題にならないよという形の結論でいたい進むことには、手を打つから進むんですが、そのあたりで、これが悪い見本かも知れませんが、住民が知っている写真をイメージとして使用している。住民を馬鹿にしてないでしょうね、という印象です。

宣伝する必要ないと思うんですけど。

情緒的すぎるのも良くない。とって、あまりに文字ばかりで読みづらいというのもありますけれども、ポイントとか配慮すれば、それと、目次をもうちょっと細かくしてくれる方が、何を見たいかでも、そうしたらページ数がいささか増えるはずですよ。

読みやすくわかりやすく、ポイントがどこか、というのでやはり、目次をもう少し、大ざっぱじゃなくて、細かくしてもらった方がすぐにそこが見られるという。図も多い。

( 部会長 )

要約書の雛形のようなものを、経験を積んでいくなかで作り上げていくしかないですね。本編と違うが、本編の内容を忠実に踏襲した、そしてわかりやすい内容のものを。

( 委員 )

パンフレットは、何で今日出てきたのか。

( 事務局 )

これがいいというわけではなくて、要約書のイメージを持っていただくということで出させていただいたということで。

( 部会長 )

条例とか法律では本編と要約書の2冊だけで良いのですが、事業者が自発的にこういうものも作成しているということです。

どのようなものがよくわからなかったので、今日は参考までにサンプルを事務局に用意してもらった。

委員のご指摘もありましたが、これが要約書を代表するようには思えないのですが、やはり今のままの要約書でいいかということそうではない。

今後、作成のためのマニュアルといいますか、ガイドラインができれば良いと思います。

先生方から大変貴重なご意見を頂きましたので、次回は是非とも原案をつくっていただきまして更に具体的に議論を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

( 事務局 )

今日は貴重なご意見いただきましたので、次回は指針素案を作成してお示ししたいと思っております。